

令和4年度鳥取市ふるさと納税返礼品ブランディング業務
仕 様 書

1 業務名

令和4年度鳥取市ふるさと納税返礼品ブランディング業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 趣旨

鳥取市では、令和3年度の寄付総額が6億円を超え、寄附額、件数ともに増加傾向にある。本業務は、今後さらに「新規寄附者の開拓」と「リピーターの確保」により寄附額を増やすために鳥取市ふるさと納税ポータルサイト等における返礼品等の情報について正確かつ魅力的に寄附者に伝えることで本市の魅力発信並びに寄附の増加を図ることを目的とし、返礼品の撮影及びライティング等の業務を行うほか、インターネット広告を活用してより効果的なPRを行う。なお、本仕様書に記載のない事項でも、業務の遂行上、当然必要となる事項については、受託者の責任において実施するものとする。

4 業務内容

(1) 返礼品撮影・ライティング業務

本市が指定する20品目以上の返礼品を対象に下記のとおり業務を行うこと。なお、撮影や取材の際における生産者等の日程等の調整は受託者が行うものとする。また、返礼品によって撮影時期が限定されており、撮影が困難な場合は、受託者が生産者より調達した既存写真等の加工等により実施すること。

① 返礼品撮影・ライティング業務

ア 返礼品撮影業務

返礼品及び製造過程や梱包状態等、返礼品の魅力を高め、寄附意欲の向上に資する写真を5カット以上撮影・現像・加工等を行い電子データ化する。なお、撮影用の返礼品は生産者等が受託者に提供することとし、返礼品調達費用は受託者負担とする。撮影過程における返礼品の加工・調理・レイアウトについては受託者の責任のもと行うこととする。

イ ライティング業務

返礼品及び返礼品の情報や生産者の思い等を正確かつ魅力的に寄附者に伝えるために取材及びライティング業務を行うこと。なお、その文字量は1000字以内とし、内容について生産者等に確認を取った上で納入すること。

② ポータルサイト掲載業務

本市が導入しているふるさと納税受付ポータルサイトにおける返礼品ページの編集業務を契約終了日までに行うこと。なお、登録・編集に際しては、アクセス向上に努める方策等を講じるとともに、「楽天ふるさと納税」内の本市ポータルサイトにおいて、①で撮影・ライティングを行った返礼品の登録・更新を20品目以上行う

ことを必須とする。

(2) インターネット広告業務

- ① 業務目的を達成するために効果的なインターネット広告プランを提示し、実施すること。なお、広告の配信時期はふるさと納税の寄附が集中する12月に向けて実施すること。
- ② 業務上、広告バナー等を制作する必要がある場合には制作も含む。
- ③ 効果検証の方法を提示し、結果報告すること。

(3) その他

その他ふるさと納税寄附金増額に繋がる企画立案及びアドバイスをを行うこと。

5 成果物

受託者は、次の成果物を本市に提出すること。

(1) 返礼品撮影・ライティング業務及びポータルサイト掲載業務

各返礼品の撮影画像及び紹介文の電子データを本市ポータルサイトに掲載後、CD-R等で鳥取市資産活用推進課に納入すること。なお、納入画像データについては、下記仕様のとおりJPEGデータとし、仕様内で可能な限り高画質で各サイトの掲載基準を満たすものとする。

サイト名	画像サイズ	備考
ふるさとチョイス	横 520px×縦 323px	5MB 以下
楽天ふるさと納税	推奨 横 700px×縦 700px	1MB 以下
さとふる	横 400px×縦 400px	1MB 以下
ふるなび	横 450px×縦 300px	指定なし
ANA のふるさと納税	横 440px×328px	1MB 以下

※画像サイズ等については、サイト状況等によって変更する場合がある。

(2) インターネット広告業務

広告バナー等を制作した場合には、バナー用画像データをCD-R等で納入すること。
インターネット広告の効果を検証した結果報告書

6 支払い条件

支払条件は契約時に別途協議する。

7 その他

- (1) 業務内容または契約履行により知り得た秘密を第三者に漏らし又は委託業務の範囲を越えて利用してはならない。
- (2) 納入された撮影画像、バナー用画像及び紹介文の著作権は本市に帰属するものとする。

- (3) 業務の再委託は認めない。ただし市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 業務完了後であっても、原則1年以内に受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める修正やその他必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

8 お問い合わせ先

鳥取市総務部資産活用推進課 ふるさと納税係

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地

電 話 : 0857-30-8137

F A X : 0857-20-3948

E-mail : shisan@city.tottori.lg.jp